

大阪医科薬科大学 研究活動上の不正行為（捏造・改ざん）調査結果報告

1. 告発内容及び調査結果の概要

2021年9月14日に、医学部の元講師を責任著者とする論文について、画像操作の不正を指摘する通報があった。予備調査の結果を受けて本調査を行うこととし、調査委員会を設置した。本調査の結果、特定不正行為（捏造及び改ざん）を認定した。

2. 本調査の体制、調査方法、調査結果等について

(1) 調査委員会による調査体制

1) 予備調査委員会

名称：大阪医科薬科大学予備調査委員会（2021年9月27日設置）

構成員：5名（医学部3名、薬学部1名、看護学部1名）

2) 本調査委員会

名称：大阪医科薬科大学本調査委員会（2022年1月24日設置）

構成員：6名（学内委員3名、学外委員3名）

(2) 調査の方法等

1) 調査対象

ア) 調査対象者：対象論文の著者

イ) 調査対象論文：1編

2) 調査方法

通報内容、被通報論文、著者からの提出資料について精査すると共に、対象論文の著者全員に聞き取り調査を実施した。

(3) 本調査の期間 令和4年4月6日～令和5年1月31日

(4) 本事案に対する調査委員会の調査結果を踏まえた結論

（結論）

1) 認定した不正行為の種別

捏造、改ざん

2) 「不正行為に関与した者」として認定した者

医学部 元講師

3)「不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者」として認定した者

なし

(認定理由)

告発では、当該論文の画像データに対し恣意的な操作が指摘されており、これに対し元講師は単純な画像の挿入ミスを主張した。しかしながら、当該部分に限定した画像データは提出されたものの単純なミスであることを証明するための証拠（実験ノート等）が提出されなかったため、特定不正行為でないとの疑いを覆すことが出来ず、また故意に匹敵するとの評価は免れず、本学の規程に則り特定不正行為（捏造、改ざん）と認定した。

その他の図についても、筆頭著者が担当した図以外は元講師が作成し、その検証に必要な実験ノート等の記録を提出しないため、特定不正行為と認定することとした。

(当該論文の共著者の関与について)

元講師以外の調査対象論文の共著者については、実験記録を伴わない図の作成への関与は認められず、不正行為には関与していなかったと判断した。

(研究機関が行った措置（競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等）

論文取り下げ勧告

3. 認定した不正行為に直接関連する経費の支出について

科学研究費助成事業による研究成果であるが、不正行為を認定した論文の発表に係る学会参加費（806,185 円）が調査対象とした科研費から支出されていた。

4. 特定不正行為の発生要因及び再発防止策

(発生要因)

- ① 責任著者が研究継続中に所属が変更され、所属長の間で引き継ぎが十分されておらず、組織として研究内容の掌握が不十分であった。
- ② 実験ノート等の記載についてのルールは、「大阪医科薬科大学における研究資料等の保存に関するガイドライン」を策定しているものの、守られていなかった。
- ③ 極めて稀なケースではあるが、実験ノートの作成が徹底できていなかったのは事実であり、強制力のある実効的な指導がなされていなかった。
- ④ 共著者のオーサiershipについては問題がなかったが、論文データへのチェック機能には限界があった。

(再発防止策)

今回の事案においては、修正等が出来ない記録（実験ノート等）が作成・保管されなかったことや、電子データのログが記録されなかったために、公正性の検証が不可能となり、特定不正行為の認定に至った。こうした経緯より、以下の再発防止策を講じた。

- ① 所属長による研究者の管理を行うため、研究実施届制度を定めた。これにより各所属長が研究者の研究実施の状況を把握するとともに、研究実態の組織的な把握も可能となる。現在、昨年度の試行を経て本格実施に移行中である。
- ② 医学研究科における大学院統合講義にて、実験ノート等の重要性を強調して講義を行うようにした。
- ③ 研究倫理の徹底の為、「コンプライアンス教育研修」「研究倫理教育研修」を Web で全研究者に対して実施した。特に「オーサーシップ」については、教授会においても注意喚起をした。加えて、FD を実施した。
- ④ 研究者が実験ノートの整備等の基本的な手順を遵守しているかについて論文投稿に際し所属長が確認することを義務付け、「大阪医科薬科大学における研究資料等の保存に関するガイドライン」を改訂した。